

入 札 説 明 書

平成29年3月16日 堺市公告第344号により公告した宮山台小学校外5校除草業務の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 契約事務担当課

〒590 - 0078

堺市堺区南瓦町3番1号（高層館9階南側）

堺市教育委員会事務局 学校管理部 施設課

電話 072 - 228 - 7488

FAX 072 - 228 - 7487

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 宮山台小学校外5校除草業務
- (2) 履行場所 堺市南区宮山台2丁-2-1 外
- (3) 履行期間 平成29年5月1日から平成30年2月28日まで
- (4) 業務概要 別紙「宮山台小学校外5校除草業務仕様書」のとおり
- (5) 入札方式 一般競争入札（郵便入札）で執行する。

3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成27・28・29年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」において種目「屋外施設の維持管理 053001 公園・緑地等管理」で登録している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者
- (3) 入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止または入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む。）を受けていない者
- (4) 入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者
- (5) 当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）
- (6) 組合については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。

- (7) 平成 27・28・29 年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」において市内業者で登録している者。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

4 入札関係書類の配布

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり入札関係書類を受け取らなければならない。

(1) 配布期間

公告日から平成 29 年 3 月 29 日 (水) まで

(2) 配布方法

堺市ホームページからダウンロード
アドレス

<http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/boshu/nyusatsu/index.html>

5 入札参加の申込み及び結果通知書の交付

本入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格確認申請書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し契約事務担当課から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

(1) 入札参加申込みにおける提出書類、提出期限等

(ア) 提出書類

- ・ 入札参加資格確認申請書
組合員名簿の写し (組合で参加する場合に限る)

(イ) 提出期限

平成 29 年 3 月 29 日 (水) まで (必着)

(ウ) 提出場所

前記 1 の契約事務担当課

(エ) 提出方法

書留郵便にて上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記 1 契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

(2) 入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書を交付する。

(ア) 交付期間

平成 29 年 4 月 5 日、6 日、7 日の 3 日間

3 日間ともに午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (ただし正午から午後 0 時 45 分までを除く)

(イ) 交付場所

前記1の契約事務担当課

※必要事項を記入、押印した「入札参加資格確認結果通知受領書」を必ず持参する事（持参しない場合は交付できません。）

(ウ) その他配布書類

- ・ 入札書
- ・ 入札封入用小封筒（水色）
- ・ 入札書郵送用大封筒（オレンジ）
- ・ 郵便による入札の注意事項
- ・ 委任状

6 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、平成29年3月29日（水）午後5時00分までに書面により質問の内容を前記1の契約事務担当課に提出しなければならない（FAX可）。

7 入札方法

- (1) 入札は本市指定の入札書にて行うものとし、これによらない場合は無効とする。
- (2) 入札金額は総価を記載すること。
- (3) 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

8 入札書の封緘

入札書は必ず本市から交付する封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。また、封筒の裏面には必ず会社名を記載すること。

9 入札書の提出方法

入札書は下記締切日までに書留郵便にて提出すること（持参不可）。なお、必ず本市指定の入札書、入札書封入用小封筒（水色）、入札書郵送用大封筒（オレンジ）にて入札するものとし、一度提出された入札書の引換え、変更又は撤回は一切認めない。また、入札書が提出締切日までに提出されなかった場合、若しくは本市指定の入札書、封筒を使用していない場合は、当該入札を無効とする。

(1) 提出締切

平成29年4月17日（月）まで（必着）

(2) 提出場所

〒590-8799

日本郵便株式会社 堺郵便局留置

※必ず「郵便による入札の注意事項」を熟読の上、入札に参加すること

10 開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年4月19日(水)午後4時00分

イ 場所 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所 高層館9階北側 学校管理部会議室

(2) 開札

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 開札への立会い

開札は公開とし、入札参加者の内、開札への立会いを希望する者は立会うことができる。ただし、その際は開札場所への入室は一社一名とし、入室の際に入札参加資格確認結果通知書を提示しなければならない。

(4) 同価の場合の取扱

開札に立会いする者は、入札書に押印した印鑑を持参するものとし、開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。また、代理人がくじに参加する場合は、委任状とその委任状に押印した個人印を持参するものとし、くじを実施する前に委任状を本市へ提出しなければならない。なお、当該入札者のうちくじを引かない者(印鑑を持参していない者、開札に立会っていない者及び代理人が立会いする場合で委任状を提出しない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせるものとする。

11 入札参加停止の措置等を受けた入札参加者または落札者について

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)、(4)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)、(3)のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

(1) 「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」(平成11年制定)に基づく入札参加停止または入札参加回避を受けた場合

(2) 「堺市契約関係暴力団排除措置要綱」(平成24年制定)に基づく入札参加除外を受けた場合

(3) 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合(ただし、落札金額が500万未満の場合は除く)

(4) (1)~(3)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

1 2 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札書提出の際には必ず「郵便による入札の注意事項」を熟読の上、本市が定めた提出方法にて提出すること。なお、本市が定めた提出方法以外で入札書を提出した場合は無効とする。
- (3) 本市へ提出する書類に虚偽の記載をした場合は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき入札参加停止等の措置を行うことがある。
- (4) 入札参加者は地方自治法、同法施行令、堺市契約規則、仕様書、契約書（案）、入札説明書等の内容及びその他契約条件を熟知のうえ入札に参加すること。
- (5) 入札保証金
免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約締結に応じないときや上記1 1（1）～（4）のいずれかに該当し、契約を締結しないときは、落札金額の1 0 0分の3に相当する違約金を徴する。
- (6) 契約条項
契約条項等については、堺市ホームページ及び契約担当課にて閲覧することができる。
- (7) 入札回数
入札回数は、1 回限りとする（地方自治法施行令第1 6 7条の8に規定する再度入札は実施しない）。
- (8) 契約保証金
要（契約金額の100分の10以上）。ただし、下記のア～ウに該当する場合は、免除する場合がある。
ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補特約に付したものに限り。）を締結し、その証書を提出したとき。
イ 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。
ウ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。
- (9) 入札の中止等
入札に関し、入札参加者が不正な行為を行った場合、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強い場合等、本入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
- (1 0) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本件公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札
イ 本入札に係る書類に虚偽の記載をした者がした入札
ウ 入札金額を訂正した入札
エ 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき
オ その他、公正な入札執行を阻害する入札

カ 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき

キ 本市が定める提出方法以外の方法で入札書を提出したとき

ク その他堺市契約規則第 2 2 条の規定に該当する入札

(1 1) 契約の締結日

契約の締結は落札決定後 5 日以内（市の休日を除く）とする。

(1 2) 本件調達に係る契約の締結に当たっては、平成 2 9 年度予算の成立を条件とする。

（予算が成立しない場合は、この公告に基づいてなされた行為は無効とする）

入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出すること。
- 3 入札は市で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 委任状（代理人により入札を行う場合）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
 - (1) 入札参加関係書類を所定の期日までに受け取りに来ないとき。
 - (2) 入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
 - (3) 入札参加資格を満たさないもの。
 - (4) 入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
 - (5) 入札時間に遅刻したとき。
 - (6) 印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
 - (7) 代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
 - (2) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
 - (3) 入札書に記名押印がないとき。
 - (4) 入札金額を訂正したとき。
 - (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - (6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
 - (7) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
 - (8) 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人を兼ねているとき。
 - (9) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
 - (11) 明らかに当該契約の履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
 - (12) 再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額で入札したとき。
 - (13) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
 - (14) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記のうえ、入札箱に投函すること。
- 9 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 10 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- 11 再度入札の回数は原則2回とする。
- 12 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札が無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。
- 13 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- 14 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額（消費税及び地

方消費税相当額)を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てる。)をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

16 入札終了後、落札者以外の者は速やかに仕様書等を返納すること。

17 当該入札は、平成29年度の予算成立を前提に準備行為として行うものであるので、契約の締結は、平成29年4月26日とする。また、契約締結に際しては、見積書(見積内訳明細書)及び堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書(落札金額(単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額)が500万円未満の場合は除く)を作成し、提出すること。